



Title	生成する啓蒙 = 扇動の装置 : 自由民権期の高知における政治文化とメディア戦術
Author(s)	浅野, 正道
Citation	国語国文研究, 149, 29-46
Issue Date	2016-10-19
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/89771
Type	article
File Information	Kokugokokubunkenkyu_149_29-46.pdf



[Instructions for use](#)

生成する啓蒙Ⅱ扇動の装置

——自由民権期の高知における政治文化とメディア戦術——

浅野正道

自由民権運動の発祥の地ともいえる高知の立志社を拠点に、政治小説の執筆など、旺盛に政治的啓蒙活動を行っていた坂崎紫瀾は、明治十七年になると上京し、自由党系の小新聞『自由燈』の創刊(同年五月)に参加して、その社説をほぼ一手に引き受けることになる。注目すべきなのは、そこで彼が次第に、それまで自分が実践してきたものとは一転した新たな小説の必要性を唱えるようになった点である。その新たな小説とは、当時、若き文学士坪内逍遙により主張されはじめていた、人情世態をありのままに描写するという美術としてのノヴェルであった。

かかる変容について柳田泉は、「時勢にに応じて政治小説論に熱中していた」坂崎が、逍遙の「議論の新奇さにひどく感心」して、小説を啓蒙の具とする持論を「訂正」したことによるものだと述べている。そして、その背景として、もともと自らの政治的陣営のために小説を書いていた坂崎が、明治十七年一〇月の自由党解党により明確な目的を失ったこと、そうなるにつれて小説それ自体に関心が

移ったことなどをあげ、そこに折から高まっていた「社会改良熱」などの刺激が加わって「小説改良」意識にまで発展したと説明していた。²⁾これらの柳田の論で前提とされているのは、政治をすべてに優先させようとする政治万能の風潮から文化(文学も含む)それ自体が重視される時代への漸進的移行という図式である。坂崎の小説改良論は、こうした自然な——ということとは、一定の必然性を伴った——文化的覚醒の流れの中に、まだ不完全な初発の段階の現れとしてではあるが、位置づけられているのだ。

しかしながら、そのような見取図はかなり疑わしいものとみなさざるをえない。というのも、坂崎の変容は、あまりにも短期間のうちに、しかも、それ以前の主張との間に全くといってよいほど内的連続性のない、かなり唐突な形でなされてきたからである。そこには、逍遙の影響、あるいは、大枠としての文化的覚醒の歴史に還元されることでしばしば見えないものとされている、より外在的な要因があるように思われる。

結論を先取りするのならば、その要因とは自由民権運動末期に生じた、いわゆる民衆を対象とした政治的啓蒙、そして、扇動がひき起こした危機的状況だといえる。こういった状況に対処していく中で小説に対して再定式化がなされ、いささか急ごしらえに文化ないしは芸術としての性質が付与されるようになったというわけである。それはまた、政治から文化（文学）への移行が実際には、きわめて不自然な様態でなし遂げられていたことを示してもいいだろう。

だが、以上のような歴史的な見直しを行うにしても、とりあえずは危機を生みだすに至った当のものについて明らかにしておかねばなるまい。そこで本稿では、坂崎の過去の試みなども参照しつつ、主に自由党派の人々によって担われた、政治的啓蒙と情感的一体化を同時に実現しようとする、そのような啓蒙Ⅱ扇動の実践や言説が生成してくるさまをたどり、小説もその一部をなす政治的装置としての、それらの総体について改めて検証してみることになしたい。

ところで、従来の文学研究の領域では、いくつかの政治小説が分析に値する「作品」としてそこから切り出されている反面、こうした様々な表現手段を政治的目的のために利用しようとする装置の総体そのものに積極的な関心が寄せられることはほとんどなかった。しかし、かかる装置の内側（または、その周囲）では、メッセージを伝える表現の大胆な実験、それを通じた送り手と受け手の間の新たな関係性の構築、また、受け手をどのような階層に定めるかによる送り手相互の正当性をめぐる闘争といった、コミュニケーションやメディアのあり方に関する興味深い試行錯誤が重ねられていたの

である。そして、このような啓蒙Ⅱ扇動の装置の動態は、「日本近代文学」の出現を一つの必然として目的論的にとらえるのではなく、異質な力が絡みあう「実際の歴史」の平面において、その同一性が偶発的に形成されていく過程を問題にするという系譜学の方法をとろうとするのなら、さらに、かかる過程を過度に内面Ⅱ心理化することなく、具体的なコミュニケーションやメディアの様式の変化の中に位置づけて考えてみたいのなら、決して看過できないものだっていえる。

一

では、そもそも自由民権運動において、啓蒙の具としての小説はどのような位置が与えられていたのか。

小説を政治的教化の手段として利用することを提案するという、いわゆる「政治小説論のはしり」とされるのが、『大坂日報』の「民権ヲ拡張スルノ方法」（明治一・七・一九〜二一）である。そこでは来るべき立憲政体に備え、「人民ヲ改進セシメ一般ノ方向ヲ一定スル」ための手段として、「中等以上」には「新聞雑誌」、「演説討論」が、「下等人民」には「謳歌竹枝」、「宗教」がそれぞれ適切であるとされていたが、つづきものなど小説のたぐいも前者の「新聞雑誌」のうちに含まれていたのであった。

やがて運動が展開していき、自由民権思想が「中等以上」の人々の間に浸透していくと、政治的啓蒙は「下等人民」に特化されたものとなっていく。そのような中で彼／彼女らの政治意識を高めるべ

く、歌謡・講談・芝居・傍訓新聞（小新聞）などの様々な娯楽的表現ジャンルを通じて働きかけが講じられることになる。かくして「民権ヲ拡張スルノ方法」では「謳歌竹枝」「宗教」のみにとどまっていた（下等人民）向けの手段の目録は次第に厚みを増していったわけだが、小説もその一部とみなされるようになったことは、『大坂日報』の後身『日本立憲政党新聞』の論説「我国ニ自由ノ種子ヲ播殖スル一手段ハ神史戯曲等ノ類ヲ改良スルニ在リ」（明治一六・六・九、二九）「下等社会ヲシテ時勢ニ感動セシムルヲ要ス」（同年・一〇・三〇）（一一・九）において、「稗史小説」が「軍談講釈」「戯曲」などと並置されていた点からもうかがえよう。

ところで、「民権ヲ拡張スルノ方法」では「謳歌竹枝」が「人民ニ国事ノ重キヲ示」す「好手段」たりうることを証明する例として、近年の高知における「よしや武士」の流行があげられていた。このように高知の民権家たちは全国に先駆けて政治的宣伝や啓蒙の実験を行い、こうした方法の有効性、さらに、それが様々な形をとることを世に知らしめていたのである。かかる実験のあり方について、「民権ヲ拡張スルノ方法」にも見受けられるとおり、その最初の目覚ましい成功例となっていた、「よしや武士」に代表される民権歌謡からまずは見ていくことにしよう。

「よしや武士」は明治一〇年に暁鶉山人の撰で刊行され、

よしや朝寐が好じやといへど	殺し尽せぬあけがらす
よしや憂目にアラ。ピヤ海も	わたしや自由を喜望峰
よしやシビルはまだ不自由でも	ポリチカルさへ自由なら

など、全六八句の都々逸調の歌曲が収められている。その歌詞は「色

恋の世界を扱いながら、後半で政治的な意味に転化」する（10）という仕掛けになっていた。次いで現れたのは植木枝盛の作とされる「民権数へ歌」で、「一ツトセー／人の上には人ぞなき／権利にかはりがないからは／コノ人ぢやもの」「六ツトセー／昔おもへば亜米利加の／独立なしたるむしろ旗／コノいさましや」などの句からなり、様々な異文が伝えられている。また植木は、「自由なるぞや人間のからだ／頭も足も備はりて／心の靈妙万物に越へ／心と身とが俱はるわ／一の天地と云ふもよし」といった七七、七五の諧調にとらわれない自由律の「民権田舎歌」も作歌し、「民権自由論」（集文堂、明治一二・四）の付録として発表していた。

こうした歌が一定の目的意識と戦術のもとに送りだされていたことは、「よしや武士」の刊本に付された序文（小鱗逸人）に明確に示されている。ここでは、それが「高尚ナル著書」などは理解できない「中人以下」を対象にしたものと規定されたうえで、次のように記されている。

之ヲ花柳界ニ唱フレバ能ク冷客ノ醜態ヲ釐革シ能ク淫婦ノ蕩神ヲ改正シ之ヲ市井田野ノ間ニ奏スレバ則チ販夫モ自ら奮興シ耕夫モ亦タ能ク震起セシムルニ足ル

この言葉のままに、これらの歌はまず花柳界に伝えられて、「花街柳巷往く所としてヨシヤアシならざるはなし」といった流行をひき起こし、やがて「市井田野」にまで遍く普及していったのである。

その一方で、演説・雑誌といった、当時は（中等以上）向けとされていた媒体を非知識層にも享受できるようにしようとする試み

もなされていたが、特に力が入られたのは文字を解さないものにも働きかけられる可能性を秘めた前者の方であった。高知においては、植木枝盛の主唱により立志社が、明治一〇年から公開演説会を行っていた。そうした場では、のちに見られるように、内容において一般の人々の生活に密着した問題がとりあげられるばかりではなく、表現においても平易な言葉づかいがなされたり、諧謔性が加味されたりする¹⁸など、親しみやすさを狙った工夫が施されていたといえる。また、合立社による「新発明民権懸合演舌」のように、より手の込んだ芝居があった趣向が加えられることもあった。それは、

冥途の裁判を想造せしものにや林包明氏が閻魔大王の地を占め羽田信福(略)等の諸氏が江藤、前原、西郷、嶋田、大久保、木戸、の諸氏又は佐倉宗五郎、平清盛、路易十四世などの幽霊となり各々弁説を振り閻王に向ひ娑婆世界の裁判不服を訴へ又は嘆願等をなせしを或は極楽へ配送し或は地獄へ沈め夫れく刑名の宣告もあり

といったもので、「実に種々様々妙々面白かりし」という感想とともに伝えられている(『大坂日報』雑報、明治一一・三・一三)。

他方、演説よりは規模は小さいものの、雑誌に関しても同様の試みがなされていた。初期の立志社は機関誌として『海南新誌』、『土陽雑誌』を刊行していたが、知識層に向けられた本格的政論誌である前者に対して、後者は、論説のほかに雑報・戯文・俚謡(≡民権歌謡)などが織り込まれ、「大衆に対する啓蒙」が企図されていたのだ。

先の「民権ヲ拡張スルノ方法」では、「新聞雑誌」「演説討論」は、その担い手が自身の「筆ヲ執り事ヲ述ブル習慣ト地位」に拘束され

て「鄙野ノ俗文」や「下等ノ俚言」を用いることができないゆえに、所詮は「下等社会」「婦人兒子」には理解できないものになってしまうとされていた。そのように思い込まれていた時代において高知の民権家の間では、階級による言語使用域を乗り越えた、それらの大胆な平俗化が推進されていたというわけである。かかる試みは見事に功を奏し、演説を盛り上げる歌謡による「煽動」の効果も相まって、「演舌会ノ流行スルハ恰モ現今東京ニ於テ水店射の場ノ繁昌ナルト一般」で「無知ノ老幼婦女」も「蟻集シテ之(≡演説)ヲ聴」く(『高知県演舌会』、『近事評論』明治一〇・八・一三)、「公会演舌は益々盛んにして、聴客場中に充滿」し、「門戸」を塞いでも「農夫町人等紛雜已まず」(『大坂日報』雑報、明治一一・三・一八)というように、(≡下等社会)の政治に対する関心は爆発的に高まっていく。そして、こうした状況を受け、啓蒙≡扇動の実践がさらに多様な形で展開していくのに大きく貢献したのが、坂崎紫瀾だったのである。

立志社の機関紙『高知新聞』、『土陽新聞』などの記者も務めていた坂崎の活動は、植木枝盛とともに携わった民権踊りから、小説——新聞に連載された政治小説としては最も古いものである『南の海血潮の曙』(『高知新聞』明治一三・九・一九〜同四・九・二)や、坂本竜馬を扱った代表作『海下無双伝汗血千里駒』(『土陽新聞』明治一六・一・二四〜九・二七)など——、岐阜における板垣退助遭難事件を脚色した演劇『東洋自由の曙』⁽²⁵⁾まで多岐にわたっている。中でも特に話題となったのは、明治一五年一月に馬鹿林鈍翁の名ではじめた民権講談だといえるが、その一座である東洋一派民権講釈には、『高知新聞』などで同僚であり、のちに中央の自由党系のメディアで

重要な役割を果たすことになる宮崎夢柳、和田稻積も、それぞれ鈍柳、鈍々の芸名で参加していたのであった。

このような坂崎の活動を通して見えてくるのは、これらの教化の実践が「下等社会」に訴えるために、まさに利用できるものならば何でも動員しようとしたものであったことだろう。かかる姿勢により、異なるジャンルの組み合わせ、あるいは、あるジャンルから他のジャンルへの変換なども無造作になされることになる。『東洋自由の曙』を例にとると、その中では、「大詰には役者総出にて二手に分れ（略）各々白地に紅にて自由と染出したる揃の湯衣を着け昨年納涼の節評判高かりし彼の民権踊り（略）見物人は大受け」〔「高知自由新聞」雑報、明治一五・七・一九〕というように、すでに評判になっていた民権踊りが演目としてとりいれられていた。また、この芝居は上演中から早くも「筋書」の出版が予告され（『同』雑報、同年・七・一六）、公演が終わると今度は浄瑠璃に脚色することが画策されていたのであった（『土陽新聞』雑報、同年・七・三二）。そこにおける原理となっていたのは、どのような形であれ、それが政治的メッセージを伝える媒体として機能すればよいとする考えであろうが、こうした考えがのちに坂崎が口にするような〈美術〉とは全く無縁のものであることはいうまでもあるまい。

二

さて、前節では高知における啓蒙Ⅱ扇動のための表現ジャンルの多様性について確認したが、それらが伝達される方法は大きく二と

おりに分かれていたといえる。すなわち、主に声Ⅱ音声言語を用いて「いま／ここ」において直接的に伝達がなされるという方法と、書かれたものや印刷物Ⅱ文字言語を用いて「いつ／どこ」でも再現的に伝達がなされるという方法である。立志社などによる教化の実践において、この二つの方法は、相互の利点を生かした役割分担がなされたうえで戦略的に使い分けられていたといつてよい。そして、両者の巧妙な連携を支えられていたのが、実は民権歌謡であった。

先に見たように民権歌謡は、肉声をもって唱和されることで「いま／ここ」に特有の生き生きとした一体感と興奮をそこかしこにつくりだしていったが、そうした状況は、「此節高知で流行する俚謡は高陽社にて先づころ出版になりたるヨシヤブシ」とあったとおり、一方ではそれらが大量に複製された印刷物として拡散したことにより可能になったのである。同様の戦術は、さっそく近隣の地域でも導入されることになる。高松立志社では、「蘆騷や米国革命の事などを俚歌に作り立てこれを民権歌と称し印刷して聴衆または市街を行きかふ人にも与へる」という試みがなされ、「至るところ児童までこの歌を唄はざるな」といった「流行」を生みだしていた（『東京日日新聞』雑報、明治一・一・二一・一九）。

こういった印刷物における伝播の力は、啓蒙Ⅱ扇動の実践ばかりではなく、立志社が政治的コミュニケーション全般で縦横に駆使していたものでもあった。それによってまた同社は——明治一〇年八月に、立志社の獄による危機はあったものの——武力闘争に代えた新たな対政府運動の方向性をいち早く示すことができたのだ。

そのことを表す象徴的事例となっているのは、立志社建白書であ

ろう。藩閥政府の失政をつきながら、国会開設などを天皇に直訴したこの建白書は、西南戦争中の明治一〇年六月に京都市行在所に奉呈され、却下されたものであったが、立志社は他方でそれを印刷に付し、全国に向けて頒布していたのである。こうして流通した建白書は「深く人心を刺激」し、立志社を慕って、のちに自由党のもとに結集することになる青年政客(杉田定一、栗原亮一、竹内正志など)が続々と高知を訪れるという現象をひき起こしていく。

加えて立志社は、同年八月に出版局である高陽社を設け、植木枝盛や来高中の杉田、栗原、竹内らを集集担当として、すでに言及した『海南新誌』『土陽雜誌』を創刊する。これらは県外にも流通し、各地の「有志者」が「争ふて両雜誌を購読し、或は之を謄写して、以て争て其同志に頒ち与」えるといった現象も生じたという。そのように立志社＝高陽社は販路を高知県下に限定せず、大阪、東京のような大都市から姫路、大津、岡山などの地方都市にまでその輪を拡大し、広域的な言論活動の展開を目指していたのである。

こうした動向と連動して、大都市の新聞・雑誌の側も立志社の試みに多大なる関心を寄せ、彼らの行方を追うようになる。かくしてメディアを通じた網状の交通の場が構築されていくが、それはやがて立志社が中核となった全国的な民権組織である再興愛国社や国会期成同盟の旗揚げ、さらには自由党の結成(明治一四年一〇月)へとつながっていくことになる。かかるメディアの経路において、「よしや武士」もまた雑誌に掲載されて発信されたり、あるいは刊本を入手した大都市の新聞にその内容が引用されたり(『大坂日報』雑報、明治一一・二・二一)して、日本中に知れ渡っていったのだ。

このように印刷物が効果的に用いられ、かけ離れた地域が結びつけられていくことで民権派は次第に大きなまとまりを形成しはじめ。もともと藩閥政府の側も、こういった事態をただ手をこまねいて見ていたというわけではない。新聞・雑誌において高まる民権論や政府批判を弾圧するために、すでに明治八年六月二八日に讒謗律と新聞紙条例が制定されていた。この二つの取締法が施行されてから明治一〇年までに、筆禍により記者などで禁獄の刑に処せられたものは一四四件にのぼっていたのであった。のみならず、明治九年七月五日には、「国安ヲ妨害スト認メラル」る新聞・雑誌などの発行停止および禁止の権限を内務省に与える太政官布告第九八号が公布され、規制は一層強化されていく。高度な流通性を発揮する活字メディアを通じたコミュニケーションは、他方ではこれらの厳しい検閲をくぐり抜けなければならなかったのである。

だが、その反面で、演説に関する法はまだ整備されていなかった。そこで、「いまだ法律の統制圏外におかれていた演説会が民権思想宣伝の手段として大いに利用される」ことになるが、立志社は「その点で最も眼をそなえていたものごとく、演説会を盛に開」き、「文字上ニ於テ」は「自由ニ相交際シ談話スルコト能ハサル」(植木枝盛)「通年概論」『土陽新聞』明治一一・一〇(二〇)状態を補っていたのであった。

そのような中から、活字などを用いた伝達と、主に音声を用いた伝達との間にもう一つの戦略的な役割分担も発生してくる。それは、広く伝播しはするものの、厳しい検閲を被らざるをえないもの(あるいは、公刊されなくても、証拠として形が残ってしまうもの)と、

瞬時に消え去り、へいま／＼ここを越えることはないが、一定の自由が許容されているものといった役割分担である。かくして、「語辞ヲ表出シテ其勢力ヲ大」にするにあたっては「文字」をしのぐとされる、「口説言語」の、「現在生存スル人ノ声音ヲ以テスル」ゆえの「捷速親密善ク其意ヲ尽スノ大効妙用」⁴⁴⁾が注目されていく。かかる「口説言語」特有の「大効妙用」と、前節で見たような大胆な平俗化が施された言葉の効力とがあわせて駆使されることで、高知の演説会はカーニヴァレスクな熱狂の場と化していったといえよう。

それは、「各社益暴論を吐き、一口に云へば、今日の政府を倒さずんば到底民権を拡張する能はざるの主意に外ならず、傍聴人の多き事は殆ど千人に近く、暴言を聞く毎に快と呼び諾と呼び、勢制すべからざる趣」⁴⁵⁾、「近頃演舌会（略）激烈を極む傍聴の人民も無知の徒に至るまで狂する如く酔ふ如き勢にて假、拘引せらるゝものもありし」⁴⁶⁾（『大坂日報』雑報、明治一・七・二三）といったものだった。そこからうかがえるのは、その場かぎりの「口説言語」であるのをよいことに、活字媒体ではありえないほどの過激な政府批判がなされ、同じ時空を共有しているゆえの、その「捷速」かつ「親密」な言葉の効果により、「無知の徒」も含む聴衆の興奮がほとんど極限にまで高められているさまである。そして、こうした陽気な罵りの祝祭性は民権歌謡によってもかき立てられていた。「よしや武士」の序文に「之ヲ有髯社会ニ一喝スレバ髯的ノ或ハ畏避退缩スル」と述べられていたように、これらの歌も証拠が残らない音声であることを利用して、官吏（「髯的」）や巡査、さらにはその背後に控えた政府をにぎやかに嘲弄する手段に、しばしばなっていたのである⁴⁷⁾。

また、そのような場は高知（あるいは、その近隣）以外でも組織されようとしていた。明治一年四月に、自由民権運動の全国的展開を目指して愛国社の再興に乗り出すことを決議した立志社は、植木枝盛、栗原亮一、安岡道太郎、杉田定一らを各地に派遣し、遊説活動を開始していた。それと並行して、「高知県土族土居某は先頃東京出立の節道中を読み歩行き帰るとて夫の民権数へ歌を印刷して出発せし由なれば能く注意すべしと其筋より沿道警察署へ内達ありし」⁴⁸⁾（『大坂日報』雑報、明治一・五・二五、傍点引用者）と警戒されていたように、歌の場も他の地方へともち出されていく。

他方、同年九月の再興大会で再興が決定された愛国社は、その後大阪を拠点にして機関誌『愛国志林』（明治一三年三月創刊、同年八月『愛国新誌』に改題）、『世益雜誌』（明治一三年九月創刊）を刊行する。植木が編集したそれらは立志社の機関誌の活動を受け継ぐものであり、知識人向けの前者と、「大衆の啓蒙のための平易な内容」の後者との関係は、『海南新誌』と『土陽雜誌』との関係を踏襲したものとされている⁴⁹⁾。加えて、こうした商業ルートを通じたもの以外にも、かつての立志社建白書の複写のように、より局所的な規模で頒布される文書類など、愛国社の宣伝・啓蒙活動でもあいかわらず多様な書かれたもの／印刷物が活用され、その様々な流通のあり方によって音声による伝達と相補的な役割を果たしていたのであった。

三

しかし、ある種の解放区となっていた演説会にも、やがて規制が

加えられはじめる。その嚆矢となつたのは、視察する警察官が「民心ヲ煽動シ国安ヲ妨害スル」と判断した演説を、地方長官などの権限において禁止できることを定めた明治十一年七月二日の太政官達第二九号⁽⁵⁰⁾だった。その後、この達に関して同年一二月に内務省から具体的な取り締まりの心得が出された際、集会ノ国安ヲ妨害スル者」とは、演説などの方法をもつて「人民ヲ教唆煽動シテ国法ヲ怨忌セシメ、或ハ官吏ヲ疾視セシメ、或ハ政府ヲ怨望セシムル事」と、改めて定義されることになる。それらは一定の行為ではなく、「教唆」「煽動」といった聴衆の心情と不可分の曖昧な営為を対象にしようとするものであり、運用の仕方によつては摘発の範囲が恣意的に拡大してしまふ恐れもはらんでいた。⁽⁵¹⁾

かかる規制を促進したのは、「立憲社中も追々府中へ集合(略)是より例の演説会を始め人心を鼓動する策なるべし」というような、明治十一年九月に愛国社再興大会を大阪府で開催することを期して着々と遊説活動をつづけていた立志社に対する、政府側の警戒のまなざしであった。そうした規制を集大成し、体系化したものといえるのが集会条例⁽⁵²⁾であったが、それは愛国社第四回大会において国会期成同盟の結成が決議され(明治十三年三月一七日)、まさに国会開設運動の全国的展開がはじまろうとした直後の四月五日に公布されることになる。⁽⁵³⁾そこでは、警官は会場を監視し(第五条)、「公衆ノ安寧ニ妨害アリト認ムル」演説をしたものには退去を命じ、それに従わない場合は全会を解散させる(第六条)といった、「警察による自由民権運動弾圧の強化を鮮明にする集会臨監体制」⁽⁵⁴⁾が再確認されていた。その一方では、「政治ニ関スル事項ヲ講談論議スル」ために

「其旨趣ヲ廣告」し、「文書ヲ発シテ公衆ヲ誘導」することを許さない(第八条)とあるように、声を用いた伝達と書かれたもの／印刷物を用いた伝達との共働にくさびが打ち込まれようとしていた。さらに、政治に関する結社は社則、名簿などを管轄警察署に届け出て認可を受けねばならず、その際、尋問されたら、社中のことは何事たりとも答えなければならぬ(第二条)とされていたように、単に演説や集会ばかりではなく、そうした活動の根本にある政治結社そのものが、新たに統制の対象とされようとしたのであった。⁽⁵⁵⁾

そのことにより解散する結社も少なくなかったが、全般的に見て、この条例はかえつて民心を激昂させ、奮起させる効果の方が大きかったとされている。⁽⁵⁶⁾加えて、そこにおける規制もいまだ万全なものとはいえなかった。それは、演説会はともかく、結局、結社自体は具体的に取り締まることはできず、また書かれたもの／印刷物と声の共働を遮断しようとした第八条にしても解釈をめぐって論議を呼ぶ⁽⁵⁷⁾など、多くの問題を抱えていたのである。そうした中で、明治十四年七月に起こった北海道開拓使官有物払下げ事件により政府批判の声が高まり、それを宥和するために同年一〇月に国会開設の詔勅が出されて自由民権運動が最高潮を迎えると、演説会は弾圧はねのけて盛んに開催されるようになる。⁽⁵⁸⁾

そのように屈曲しながら強まる抵抗の意志と相まって集会条例による拘束は、演説会を内密な解放区から、弁士と警官と聴衆の三者から構成される、独特の緊張感を漂わせた駆け引きの空間へと変貌させていく。ここでは弁士が「外国の事例」を引き、あるいは「比喩」を用いることで、「警察官に国安妨害と認定する口実を与える」

のを回避しながら、「できるだけはげしくまた悲壮に汪政府を攻撃する雄弁」を振るって観客の喝采を博するという光景が繰り広げられていた。そこから、「上手に巡査を揶揄するもの」が「忽ち天下の論客として、多くの人の尊敬をうけ」という風潮もまた生じてくる。こうして自らのメッセージをあえて曖昧にし、それを巧みに運用した駆け引きがそのまま一つの見せ場になるという演説会の劇場化、あるいは、政治的発話行為の「技芸」化といった事態が進行することになる。かかる流れの中でそれまでの啓蒙Ⅱ扇動の実践の蓄積をふまえて、まさに高知から現れるべくして現れてきたのが、一年間高知県下での演説を禁止された坂崎が、「三寸ノ舌ニ因ルモノナリト雖ドモ其ノ影響ヲ下等社会ノ思想感覺上ニ及ボスヤ頗ル著シキ」話芸である「軍談講釈」の形式を借りてはじめた民権講談の試みであったといえる。

東洋一派民権講釈の二日目の興行で、坂崎は「羅馬古英雄ブラタスの小伝」(『高知新聞』雑報、明治一五・一・二四)を演じながら、「天子ハ人民ヨリ税ヲ絞リテ独リ安坐ス税ヲ取りテ上坐二位ヒスルハ天子ト私シノ二人ナリ」との、聞きようによつてはかなり挑発的な言葉を発したという。そして、これらの発言が不敬罪にあたり、かつ講談に託して政談を行ったことは集会条例にも反するとして彼は現行犯逮捕されてしまう。興味深いのは、公判で坂崎が、この「絞リ」とは土佐の方言で「チハリ」、すなわち「互ニ」という意味であり、「天子」といったのも天皇のことではなく、一般的な「帝王」の意だと釈明していた点である。そこに見受けられるのは、すぐに消えてしまうといった音声言語の利点が、新たにぐらかすという戦

術のために用いられるようになっていいるさまであろう。それにより彼は自らの本意をぼかしつつ、言語の多義性において行為遂行的に聴衆を扇動していたといえる。

もつとも坂崎は有罪となり、重禁錮三月、罰金二〇円、監視六月の判決を受けることになる。結局、彼の逮捕で一座の興行は、たった二日で終りを告げたのである。とはいえ、裁判で有罪とされたのは不敬罪においてであつて、集会条例の方は無罪とされたのであつた。この判決により、こうした話芸を擬態とする方法が集会条例をすり抜けるには、さしあたり有効であることが示されたといえる。

加えて注意したいのは、坂崎の逮捕で、公演が行われた玉水新地の広栄座は騒然たる状態となり、そのまま「宛がら潮の沸か如く」観客「数百人」が警察署へ「推しかけ詰め寄せ」て「殆んど二三丁間は人の山を築」くという「近来稀れなる賑かな騒動」がひき起こされた点だ(『高知新聞』雑報、明治一五・一・二四)。結果として彼の受難は、それ自体もう一つの演目となることで劇的空間を警察署の前まで押し広げ、観客たちのさらなる興奮を呼んだのである。かかる見世物化はまた、坂崎が公訴された後もつづくこととなる。身内である東洋一派民権講釈の宣伝機関となり、その活動を盛りあげていた「高知新聞」は、坂崎の公判に関しても繰り返し告知の広告を掲載していた。そのせいもあつて当日は傍聴を求める人が「我れ先きに」押し寄せ、「其願ひを許可せられず空しく立帰」るものもある中で、百名が法廷に入ったという(『同』雑報、同年・二・八)。先のやりとりは、これらの熱心な傍聴人の前で展開されていたのだ。

のみならず、そのような坂崎による民権講談の試みは、中央の活字媒体でも報道されていく。⁽⁷³⁾そして、集会条例後の政治的伝達の新たなあり方として注目され、全国に同様の実践を出現させることになったのである。そうした中で民権講談は、「下等社会」に現今の政治情勢を知らしめ、「上等社会ト下等社会」との「交通」を「繁密」にして「社会ノ進歩」を実現するための強力な手段とみなされるようになっていくだろう。⁽⁷⁴⁾

以上、立志社を中心とした啓蒙＝扇動の実践について概観してきた。それらにおいて目指されていたのは、つまるところ、当時、政治的権利など一切認められていなかった人々に接近し、自らの陣営に編入することだといつてよい。そのような営為は政府の側からは、「諸税に困する愚民」を「煽動」し、「誘導」して、「政府を卻て讐敵の如く見做して、百般不伏を唱ふる」ように仕向けるものだと警戒されていた。⁽⁷⁵⁾加えて、かかる警戒は政府ばかりではなく、自由民権運動におけるもう一方の陣営の都市民権派にも共有されていたのであった。

そのことを端的に示していたのは、「口ヲ極メテ政府ヲ罵詈シ官吏ヲ指斥」して、「小民」たちを扇動している、高松立志社の「別派」長浜立志社に対する末広重恭(鉄腸)の嫌悪感である(「地方実験論」『朝野新聞』明治一三・五・一一～二六)。末広は一部の急進派の言行を口実にして自由民権運動全般に規制を加えようとする集会条例の制定に抗議する一方で、「徒党ヲ聚合シ公然トシテ国安ヲ妨害スルノ議論」をなす、これらの「南海中国ニ流行スル一種ノ激論克」を

民権家の風上にも置けないものとして排斥しようとしたのだ。

ところで、こうした長浜立志社の演説会では、自社に加入すれば「徴兵」や「営業雑税戸数割」を免れることができると主張されていた(同前)。安丸良夫は、そのような言説に魅了される群衆の姿に新政反対一揆の民衆と共通する意識状態を読み取っている。⁽⁷⁶⁾他方、扇動している側に焦点をあてるのなら、そこに見出せるのは、民権家が専制体制の打倒と立憲政体の樹立というその本来の目的を少々踏み越えて、新政府による拘束全般に不満を抱き、そこから逃れようとしている人々の生活に歩み寄っているさまだといつてよい。末広はこうした讓歩に危険な兆候を嗅ぎつけて、それを、「愚民」に「法律ニ背違シ官吏ニ抵抗スルヲ以テ自由ナリ權利ナリト誤解」させ、ひいては民権運動を誤った方向、すなわち「貧富ヲ平均シ社会ノ組織ヲ破壊スル」ような「社会党」的方向に導いていきかねないものとして牽制したのだ(前掲「地方実験論」)。そこに垣間見えるのは、「公議輿論を構成するのは「財産アリ教育アル中等社会」だとし(末広重恭「輿論トハ如何ナルモノゾ」『嚶鳴雜誌』明治一三・一二・八、二五)、政治的コミュニケーションの相手をはじめから、これら自らのいわんとすることを正しく理解できるものだけに限定するといふ、のちに立憲改進黨を構成する面々と共通する政治的姿勢である。

対して立志社は、そのように藩閥政府からも都市民権派からも輿論の埒外に置かれていた人々を、あえて「誤読」も辞さない、不純かつ曖昧な政治的メッセージをもって緩やかに包摂し、場合によっては彼／彼女らの要求も加味しながらともに集合的意志を形成しよ

うとしていたといえる。その立場から彼らは、末広と同様に「下等人民」の政治参加を否定しようとする『郵便報知新聞』——明治一五年三月に立憲改進黨が設立されると、同紙がその機関紙となったのは周知のとおりだが——の姿勢を弾劾したのであった。

『郵便報知新聞』は、「下等無智ノ民ニシテ一旦政治世界ニ跋扈スルニ至レハ多智博識者ノ高案遠謀ヲ抱クアリト雖ドモ幾何カ思想ノ程度ヲ下シテ下等人民ノ思想ニ近似セシメサル可ラス」（「政治世界ニ於ケル下等人民」明治一五・一・二八）と、「下等人民」の介入による政治の劣化を懸念していた。『高知新聞』はかかる見解について、それが「下等人民ヲ奴隸ニシタル意氣」によるものであり、所詮は「智者ノ圧政ヲ主張」し、「一部ノ人ニシテ天下ヲ私」する「専制主義中ノモノ」であると非難する。その根底にあったのは、「教育アリ、智識アル者ト、否ラサル者ト余資アリ、余暇アル者ト、否ラサル者」との区別なく、政治とは「全国人民ノ上ニ属スルモノ」だとする、従来の社会構造や価値の体系を根本的に見直そうとする態度に基づいた、徹底した平等主義であった。そして、その実現のために立志社は、啓蒙⁷⁹指導するものとしての自身のヘゲモニーを築きながら、歌謡・演説・講談など様々な媒体を通じて「下等社会」とダイアローグ的に関わることのできる交通の場——もつとも、それが〈誤読〉も辞さないものであるゆえに、そこには末広が警戒していたような「社会ノ組織ヲ破壊スル」動向へつながっていく可能性が、つねに潜在していたのではあるが——をつくりだそうとしていたといえる。

ともあれ、そのような〈下等社会〉に向けた働きかけは、全国政

ともに、より組織立った形で企てられようとする。その中にまず身を投じたのは、東洋一派民権講釈にも参加していた宮崎夢柳と和田稲積であった。こうした啓蒙⁸⁰扇動の実践の新たな展開と、それがひき起こした危機的事態、そこにおける宮崎や和田、さらに彼らより遅れて東京に出た坂崎の役割などについては、しかし、また稿を改めて論じることしたい。

注

- (1) 柳田泉『明治初期の文学思想 下』（春秋社、一九六五）四〇八〜四一九頁。
- (2) 柳田泉『政治小説研究 上』（春秋社、一九六七）二五九〜二六四頁。
- (3) その作業の一端は、すでに拙稿「絡みあう二つのヘリアル」——逍遙と政治家たち——」（『国語と国文学』二〇一五・九）で公にしている。
- (4) それは、政治小説研究が多くの場合、「日本近代文学」を——批判するにせよ、肯定するにせよ——目的⁸¹「帰結」と措置してなされていることによるものだろう。その中で貴重な例外となっているのが、皮肉にも、こうしたパラダイムをつくりあげた柳田泉が一方で行った民権歌謡・民権講談などに関する実証研究だといえる。
- (5) ミシェル・フーコー「ニーチェ、系譜学、歴史」（伊藤晃訳、『ミシェル・フーコー思考集成Ⅳ』筑摩書房、一九九九）参照。

(6) 前掲『明治初期の文学思想 下』三〇一頁。

(7) 本文で触れたもの以外では、「幼稚人民を誘導する其道如何」

(『絵入朝野新聞』明治一六・二・一六〜二二)、矢野櫛山(一東京)「政治思想養成の策」(『絵入自由新聞』同年・一一・一〜一八)など。ほかに、立憲改進黨(嚶鳴社系)に属しながら、例外的にこれらの啓蒙的な働きかけについて強い関心を示した赤羽万次郎の論もある(『稗史講談演劇ノ改良ヲ論シテ世ノ稗史講談演劇ニ従事スル者ニ謀ル』、『東京輿論新誌』同年・一一・一〇など)。赤羽のこうした関心は、もともと彼が

契匠社に属していたことによるもののだといえる。契匠社は、明治一三年二月に松沢求策らを中心に結成された長野の民権結社である(そして、その「思想的源流」となったのは、松本裁判所の判事を務めた後、明治一〇年一〇月から翌年九月まで『松本新聞』の編集長となり、演説会を組織するなど地元の人々を鼓吹した坂崎紫瀾の言動だった(山田貞光『木下尚江と自由民権運動』三書房、一九八七、一〇〜四一頁))。松沢は趣味で歌舞伎を演じるほどの芝居好きで、演劇を利用した啓蒙活動にも乗りだしていた(上條宏之『地域民衆史ノ一ト 信州の民権・普選運動』銀河書房、一九七七、四五〜五〇頁)。彼は長野の民権家により進められていた一揆研究に基づき、松本藩の庄政に立ち向かった農民多田嘉助に関する戯曲を書きはじめが、やがてそれは坂崎の助言を得るなどして「民権鏡みんけんかがみ嘉助の面影」として完成し(明治一二年)、安曇野、飯田などで上演され、さらに明治一三年三月に大阪で開

催された愛国社第四大会でも松沢自らが俳優となって演じられたという(同前書)。また、この作品は『東洋自由新聞』に「院本」の形で連載されてもいた(明治一四・三・一八〜四・二八)。赤羽がこれらの動向を念頭に置いていたことは、前掲『稗史講談演劇ノ』で、政治的教化の物語にふさわしい人物として多田嘉助の名をあげている点からも明らかであろう。奥付に安岡道太郎編纂とあることから、この名は安岡の匿名だとされている(柳田泉『自由民権意識に成る詩歌』随筆 明治文学 I——政治篇・文学篇』東洋文庫、二〇〇五)。同時

代人の証言には、「よしや武士」は安岡が「立志社の諸先輩と共に之を作り、小冊子となして世間に流布したるもの」とあり(岡林清水『増補自由民権運動文学の研究』土佐史談会、一九八七、三〇頁)、これらの歌が集団的に作製されたことがうかがえる。一方、慶應義塾出身で、立志社に招かれて立志学舎で英語などを教え、当地の民権運動にも参加した城泉太郎は、「よしや武士」は自らが考案したものとしている(談話『城泉太郎著作集』長岡市、一九九八)。しかし、家永三郎は「よしや武士」の刊行が明治一〇年暮れであり、城の来高が明治一一年四月である点から、この説を疑わしいものとしている(『植木枝盛研究』岩波書店、一九六〇、一三八頁)。

(9) 前掲「自由民権意識に成る詩歌」から引用。

(10) 越智治雄「明治政治小説集解説」(『日本近代文学大系 第2巻』角川書店、一九七四)。

(11) 「民権かぞへ歌」(『明治文化全集 第二巻』日本評論社、一九

二七)。

(12) 前掲『植木枝盛研究』一七〇〜一七三頁参照。

(13) 注(9)に同じ。

(14) 城泉太郎は、「よしや武士」や、「あれ見やしやんせアメリカの七年血汐を流せしも、これもたれゆへ自由ゆへ」といった端唄「海晏寺」の替歌などの「民権歌」を「一般土佐社会に普及さす」べく立志社の面々が、まずは高知の南北両端にある遊郭の芸者たちに広めるといふ戦術をとったと証言している(前掲「談話」)。

(15) 雑報(『大坂日報』明治一一・一・二五)。

(16) 前掲『植木枝盛研究』一三三〜一三五頁。

(17) そこでは「斯ノ如キ大盗人等ガ集リタル政府ナレバ、皆サン御油断ナリマセンゾ」「年貢モ税モ政府ヘ収ムルニ及ビマセン、能々御勤考被成マセ」(『保古飛呂比 佐佐木高行日記 八』東京大学出版会、一九七六、一六四〜一六六頁)といった口調が用いられていた。もつとも演説におけるこうした平俗な言葉の使用は必ずしも土佐の民権家の独創ではない。明治六年に明六社が創立され、福沢諭吉、西周ら知識人たちが集会を開いて談論・討論したことが演説の流行の契機となったとされるが、彼らはまた江戸時代の講義物の様式に基づきつつ、新たな講演の言葉も生みだしていた。ここでは、「ぞじゃだござる」といった講義物特有の、師匠が弟子に教える場面で使用されるゆえの「尊大な印象を与える」表現を残しながらも、演者と聴衆の関係という場面の变化により、

「存ジマスル筋ヲ述マス」「御有恕下サレマセ」などと丁寧語

をはじめとした敬語が多用され、「講談師が客のご機嫌を伺っている印象を受ける」言い回しも使われるようになっていたのである(森岡健二「素描・言文一致体の成立するまで」同編『近代語の成立——文体編——』明治書院、一九九二)。

植木(そして、彼に影響を受けた立志社の人々)もこれらの流れを受け継いでいたといえるが、高知では、このようにメツセージの受け手に対するコンタクトのあり方を変えることで、従来の階級意識を乗り越える関係性の組み換えも企図されていたとみることができる。それを示すのが、植木の「民権自由論」の端書であるが、読者に向けて「あなた方の自由権利」は「大きな宝」だということを訴えるために、そこでも「一寸御免を蒙りまして日本の御百姓様日本の御商売人様(略)新平民様共御一統に申上ます」といった平易でへりくだった口調があえて用いられ、さらに末尾では著者自らが「三千五百万の末弟」と位置づけられていたのだ。

(18)

「垣の内とか云ふ演舌者は至たつて滑稽演舌家の聞へあり」(『大坂日報』雑報、明治一一・二・一〇)というように、滑稽さを売り物にする演説家も現れていた。しかし、通常の演説においてもかかる要素がふんだんに盛り込まれていたことは、以下の、「話シ家ニ近」いと注釈を付されて採録された板垣退助の演説(明治一三年三月)からもうかがえよう。「日本モ維新前ヲ考フルト、神様ノ多キ事甚シ(略)山ノ神、川ノ神、雪隠ノ神、其数ヲ知ラズ、雪隠ノ神ハ盲目ト聞ク、

我未ダ逢ハズ、我考フルニ、盲目ヨリハ鼻ノ詰ツテ居ル方
宜シ」(『保古飛呂比 佐佐木高行日記 九』東京大学出版会、
一九七七、六八〜七一頁)。

(19) 合立社は、立志社の刺激で結成された民権政社。その中心と
なった林包明は、再興愛国社・国会期成同盟に参加し、やが
て明治一四年に自由党が結党されると幹事を務めることとな
る。

(20) 「前原」とは秋の乱を起こした前原一誠、「嶋田」とは大久保
利通を暗殺した島田一郎のことであり、笑劇の体裁のもとに、
明治維新以降の政治に対する批判的総括がなされたのが推測
できよう。

(21) 家永三郎「三誌の創刊から廃刊まで」(『海南新誌・土陽雜誌・
土陽新聞 全』弘隆社、一九八三)。

(22) 興味深いのは、ほぼ同時期の『大坂日報』に、こうした大胆
さと、「新聞雜誌」の言葉に関する当時の読み手の側の固定観
念との衝突を示す投書(大和国助(東京)「読海南新誌土陽雜
誌」明治一〇・九・六)も掲載されていた点である。そこでは、
立志社機関誌について「議論或ハ正々堂々ノ名文人ヲシ
テ敬ヲ起シ流石ニ民権ノ巨擘タル(略)ニ耻ヂザルモノ」と
評価される反面、その中に「都々逸様ノモノヲ挿ミ淨瑠璃然
タルモノヲ加」えている点などが、高知ナル高尚ノ民権論者
にふさわしくない「軽薄」さの現れであるとして「失望」が
表明されていたのであった。

(23) 城泉太郎は、民権歌謡が民権家たちの演説に緊張感を補った

めのものだったとしながら、「民心を動揺せしめ煽動する」、
その「効果は莫大で、寧ろ余り煽動が過ぎはせぬかと思ふ程」
であったと振り返っている(前掲「談話」)。また、植木枝盛
ら「土佐の立志社との深いつながりの下に誕生」(『香川県史
第五巻 通史編 近代I』香川県、一九八七、二二〇〜二二
二頁)した高松立志社の演説会では、「詭激」な演説の後で「民
権数へ歌」などを「聴衆が合唱」し、その様子が「丁度教会
に於ける讚美歌のやう」であったという(長尾藻城「立志社
の思出話」『新旧時代』大正一五・八)。

(24) 旧幕時代の「浜躍り」を新たな装いのもとに復活させたもの
で(森山弘毅「山間に自由の歌が——民権歌謡の形成——」
『北方文芸』一九八六・六〜一〇)、明治一四年の夏から流行
し、納涼の趣向として鏡川原などで踊られるようになった。
「中に抜群ヌケグンしバトリクヘンリ。眼血まなぢ迸はなしりつゝたちあがり。
我に自由あはへを与たまふ神よ。自由なければ死を与へよ。仮令たとひ国王
政府といへど。非理の所業は堪忍ならぬ」といった歌詞を坂
崎がつくり(前掲「自由民権意識に成る詩歌」、植木が踊り
を陽暉楼の芸妓に仕込んで宣伝したという(前掲「植木枝盛
研究」一四〇〜一四一頁)。

(25) それ以外にも、愛梅野史(和田稻積)の「春窓娘読本」(『高
知新聞』明治一五・二・一五、二二三)、『土陽新聞』同前・二五、
二七)、政治小説ではないが宮崎夢柳の「野路の梅が香」(『高
知新聞』明治一四・四・三〜五・一)など、立志社系の新聞
は、(下等社会)向けの小新聞と知識層向けの大新聞という区

分が明確になされていた時代に、大新聞でありながら、当時、小新聞の特色とされた小説を積極的に掲載していたのであった。その後、中央の自由党機関紙『自由新聞』が桜田百衛や宮崎夢柳の小説を載せるのは、こうした試みを踏襲してのことだといえよう。

- (26) この演劇は、市川鶴五郎(板垣をモデルにした稲垣役)、松本錦蔵(稲垣襲撃犯、相原役)などの出演で明治一五年六月三〇日から堀詰座にて興行を開始したが、「非常の喝采を博し、毎日満員続きの盛況にて、七月中を打通し、其の後此の一座は招かれて県外各地を巡業」したという(島崎猪十馬編『旧各社事蹟』自由民権百年高知県記念事業実行委員会、一九八一、二〇頁)。

(27) そのほかに参加したのは、西森拙三(鈍子)など。

- (28) さらに「幕開き」の前には、「当狂言に就て演説擬ひの口上」が述べられたという(『高知新聞』雑報、明治一五・七・二)。その後、「婦女児童にも解り易き書」(『土陽新聞』雑報、明治一五・八・三)という触れ込みで、馬鹿林鈍翁閣、同鈍子・鈍々編(『九十五年金華真夢』東洋自由曙(高知出版会社、同年・八)として刊行される)。

- (30) この企画(実現したかどうかは未詳)と並行して、明治一五年七月二十九日に芸人大懇親会も開催されていた。この懇親会は、「俳優浄瑠璃語り講釈師芸妓」を集めたもので(『土陽新聞』雑報、明治一五・七・二三)、会主は馬鹿林鈍翁、発起人には西林亭東山(福井茂兵衛)、『東洋自由の曙』に出演した

市川鶴五郎、松本錦蔵らが名を連ねていた(『同』広告、同年・七・二八)。なお翌年一月三〇日には第二回目の懇親会が開かれるが、坂崎は参加していない。その開催を伝える告知(『同』広告、明治一六・一・三〇)には会主の名が記されていないが、『土陽新聞』には鈍子(西森拙三)の祝辞(『芸人懇親会に臨む祝詞の真似言』同年・二・一)が掲載されているところから、彼がその役割を務めたものと思われる。

- (31) のちに触れるように、立志社の出版局。

- (32) 注(15)に同じ。

(33) 「よしや武士」の刊本については、前掲『自由民権意識に成る詩歌』が詳しい。

- (34) この企ては、板垣退助の意向によるものだった。板垣は建白書の奉呈と同時に、その「写ヲ活版数千部ニ摺」ることを命じ、それを「全国ニ広ゲ、人民ヲシテ建白ノ意志ニ基キ、政府ヲシテ望ヲ失ハシメバ、譬ヘバ、西郷斃サル、共、今後ハ人民一般ニ起ルベシ」(『保古飛呂比 佐佐木高行日記 七』東京大学出版会、一九七五、三六六頁)と述べたという。こうしたことは、明治七年一月に江藤新平、副島種臣らと左院に提出した「民撰議院設立建白書」が「日新真事誌」に掲載され、結果として、国民的運動が喚起された経緯に学んだものといえる。

- (35) 川田瑞穂『片岡健吉先生伝』(昭和一五・一、立命館出版部 三四八頁)。

- (36) 外崎光弘『土佐の自由民権』(高知市民図書館、一九八四)九

七〇〇頁参照。

- (37) 鈴木安蔵編『自由民権運動史』(高山書院、一九四二)四頁。
- (38) 吉田曠二「解題二」(前掲『海南新誌・土陽雜誌・土陽新聞全』)。
- (39) とりわけ熱心だったのは、「高知在住者からの通信をひんぱんに掲載した」(前掲『土佐の自由民権』八五頁)『大坂日報』、そして、立志社員を「自由ノ泰斗」(「高知県下立志社ノ盛衰」明治一・一・二八)とし、その動静に関する報道と論評に多くの誌面を割いた東京の『近事評論』であった(後者の社長林正明は嚶鳴社、交詢社の成員だったが、のちに自由党の結成に参加し、幹事となる)。
- (40) 『土陽雜誌』には、刊本版から序文と「よしや武士」三首が転載されていた(「土佐国民俗一班第六」明治一〇・一〇・二五)。また『土陽新聞』にも、招魂祭に沸き返る街中に響き渡っていた「俚謡」として「よしや武士」八首、「民権教へ歌」二首が紹介されている(北海道 大沢製造「招魂祭ノ記」明治一・四・一〇)。
- (41) 西田長寿『明治時代の新聞と雑誌』(至文堂、一九六二)九二〜九三頁。
- (42) 『法令全書 明治九年』(内閣官報局、明治二三・三)。
- (43) 前掲『植木枝盛研究』一三三頁。
- (44) 「凡テ語辭ノ要用及其勢力ハ如何ハカリナル耶方今演説会ハ盛ニ之ヲ興サ、ル可カラサル耶」(『海南新誌』明治一〇・一・二四)。
- (45) 土屋可哉書簡、明治一一年七月四日(前掲『保古飛呂比』八一〜八二頁)。
- (46) 招魂祭で「よしや武士」「民権教へ歌」などが口ずさまれていたことは注(40)で触れたが、政府側の記録には、立志社の「教唆」により、「道途に於て庄政政府を転覆すべしと放歌する輩有之」とあり(前掲『保古飛呂比』八四〇頁)、そこに過激なものも含まれていたことがうかがえる。さらに高松では、「四等巡查が人間ならば蝶や蜻蜓もみな鳥ぢや」といった俗謡が流行し、これを歌って巡査と衝突して警察に拘引されたものも少なくなかったという(前掲『立志社の思出話』)。だが、こうしたものも活字化される際には、「〇〇ハ。ヒゲアル癖ニ。二重ゴシ。海老ノ権利ノ。アトズサリ。ホンニ卑屈ナ。ザマカヒナ」(「俚謡」『土陽雜誌』明治一〇・一一・五)というように、伏字を用いるなどの配慮がなされたのであった。
- (47) 柳田泉は、明治一二年ごろ九州地方で流行したという「自主自由教へ歌」が、ちょうど同じ時期(一二年一月から三月まで)、頭山満の招きで福岡の民権結社向陽社に逗留していた植木枝盛の作ではないかと推定している(前掲『自由民権意識に成る詩歌』)。また、やや時代は下るが、明治一五年八月に福島自由党に招聘されて機関紙『福島自由新聞』の編集顧問となった植木が、自ら「民権田舎歌」の「普及宣伝に励め、民権派の同志或は青年間にも盛んに之を唄ふ(曲譜自由)ことが流行した」(諸根樟一他『福島県政治史 上巻』福島県政治史刊行会、昭和四・四、三二八〜三三〇頁)との証言もあ

る。自由な詞形の「民権田舎歌」は、後年の『詩歌自由詞林』(市原真影、明治二〇・一〇)のような「目で読む新体詩への傾向」を示すものとされてきた(前掲『植木枝盛研究』一四〇頁)が、先の証言が事実ならば、植木はこの歌によって従来の韻律にとらわれない声〓唱和の表現をつくりあげようとしていたといえよう。

(48) 前掲『植木枝盛研究』一九二〜一九四頁。基本的に論説はルビなしの漢字片仮名交じり文であった『土陽雜誌』に対して、『世益雜誌』では「全巻に振り仮名」がつけられ(外崎光弘「土佐民権派の新聞雑誌と植木枝盛」『植木枝盛集 第四巻』岩波書店、一九九〇)、より啓蒙性が強められていた。また、この雑誌には「民権数へ歌」も掲載されていた(明治一三・九、一〇)。

(49) そもそも活動の当初から植木ら遊説員に、「全国の同志」に呼びかけるべく、印刷した『愛国社再興趣意書』を携行させるという策がとられていた(前掲『植木枝盛研究』一四二頁)。その後、さらなる勢力の拡大を企図して、植木起草の「国会開設ノ願望致スニ付四方ノ衆人ニ告クルノ書」を数千部印刷して配布したり、国会期成同盟に改称してからは、天皇に奉呈した「国会ヲ開設スルノ允可ヲ上願スル書」が却下された際、政府の横暴を訴えるために、その経過を詳述した始末書を印刷して関係者に配ったりするなどのことが行われた(前掲『土佐の自由民権』一二七〜一四〇頁)。

(50) 『法令全書 明治一年』(内閣官報局、明治二三・九)。

(51) 中原英典『集会条例』立法沿革序説(『明治警察史論集』良書普及会、一九八〇)。

(52) 注(51)に同じ。

(53) 山県有朋書簡(伊藤博文宛)、明治二一・六・二九『伊藤博文関係文書 八』(瑞書房、一九八〇)。

(54) 『法令全書 明治十三年』(内閣官報局、明治二三・一〇)。

(55) 江村栄一「自由民権革命と激化事件」(『歴史学研究』一九八四・一一)によると、それを受けて国会期成同盟第一回大会は、あわたたしく討議を終え、閉会することとなったという。

(56) 大日方純夫「自由民権運動抑圧体制の編成——首都警察機構の動向——」(『歴史評論』一九八四・一一)。

(57) 宮内裕「治安警察法序説」(『法学論叢』一九六六・八〜一九六七・一二)。

(58) 色川大吉『日本の歴史21 近代国家の出発』(中央公論社、一九六六・一三九〜一四〇頁)。

(59) 当時の政社には、真にその実を備えたものと、そのあり方が流動的なものが混在していたが、取り締まる側はそれらを識別する規準と情報をまだもちあわせていなかったとされる(前掲『集会条例』立法沿革序説)。

(60) 条例が施行されると、論題を掲載するのはどうか、開会の場所・日時のみのお知らせなどの質疑が諸府県から寄せられ、大政官法制部が対応に追われることになったという(前掲『集会条例』立法沿革序説)。

(61) 内務省総務局の統計によると、全国の演題認可数は明治一四

- 年が一、〇二二で、一五年が一三、二二二となつてゐる。また全会解散の件数は一四年が一三一件なのに対し、一五年が一八二件と倍増してゐる言論が激しさを増していくさまがうかがえる(前掲『日本の歴史21 近代国家の出発』二五八―二五九頁参照)。
- (62) 安丸良夫『民衆運動における『近代』』(『文明化の経験——近代転換期の日本』岩波書店、二〇〇七)。
- (63) 『伊藤痴遊全集 第十五卷 国会開設政党秘話』(平凡社、昭和五・二) 三八九頁。
- (64) 機をとらえて弱い立場を強い立場に反転させたり、秩序をもてあそんだりする、「戦術」のモデルとしての「ことばをあやつる業」(「技芸」についてはミシエル・ド・セルトー『日常実践のポイエティック』(山田登世子訳、国文社、一九八七)、特に二四―二八頁を参照)。
- (65) 坂崎斌「言論自由剝奪ノ廣告」(『土陽新聞』明治一四・二・一六)。
- (66) 前掲「下等社会ヲシテ時勢ニ感動セシムルヲ要ス」。
- (67) 雑報(『高知新聞』明治一五・二・九)。
- (68) 手塚豊「明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件」(『自由民権裁判の研究(下)』慶應通信、一九八三)。
- (69) 注(67)に同じ。
- (70) 注(68)に同じ。
- (71) 注(68)に同じ。
- (72) 『高知新聞』(明治一五・二・五、七)の広告欄を参照。
- (73) 『朝野新聞』(明治一五・一・二八、二・一一)や『郵便報知新聞』(同年・一・二三)の雑報などを参照。『郵便報知新聞』は、さらに判決文も全文掲載している(府下雑報、同年・二・一七)。
- (74) たとえば、岡野知荘(奇妙法王)、竜野周一郎(先憂亭後楽)、奥宮健之(先醒堂覚明)、川上音二郎(自由童子)など。
- (75) 注(66)に同じ。
- (76) 前掲『保古飛呂比 八』四二頁。
- (77) 同様のことは、本家本元の高知でもなされていた。明治二二年末の当地では、「国会願望ニ熱心スル」ものが「只同意ノ多キヲ望ミ、或ハ是ニ同意スル者ハ徴兵ヲ免ガルト説キ、又ハ米ガ安クナルト言フ、其他種々ノ言葉ヲ設ケ、巧ミニ愚民ヲ説キ付ケ」といった動向が見られたという(前掲『保古飛呂比 九』六八頁)。
- (78) 注(62)に同じ。
- (79) 「惑ム可シ自ラ以テ自由主義ノ論者トスル者モ亦専制主義ノ空气中ヲ脱スルコト能ハス」(明治一五・二・一〇、一一)。
- (あさの まさみち・北海道大学大学院博士課程修了)